

令和2年5月15日

香川県感染警戒宣言 ～香川県知事から県民の皆様へのメッセージ～

香川県における特措法に基づく緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルス感染症が完全に終息したわけではなく、新たな感染はいつどこで発生するかわかりません。

国内では、まだ、緊急事態宣言区域となっている都道府県があり(※)、全国的な解除となっていない期間においては、本県においても気を緩めることなく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する必要があります。このため、新たに、香川県感染警戒宣言を発出し、県民の皆様、事業者の皆様以下のご協力をお願いいたします。

(※)北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の8都道府県

記

○県民の皆様へ

外出について

- ・ 県外への不要不急の外出は控えてください。特に、緊急事態宣言区域となっている都道府県への外出は控えてください。やむを得ず、緊急事態宣言区域となっている都道府県を訪れなければならない場合、帰県後14日間は、不要不急の外出を自粛してください。
- ・ 繁華街の接待を伴う飲食店等やこれまでにクラスターが発生しているような「三つの密」(密閉、密集、密接)のある場への外出も控えてください。
- ・ 人との接触をできるだけ減らしてください。
- ・ 外出時には症状がなくてもマスクを着用しましょう。

新しい生活様式について

- ・ 屋内外に関わらず、三つの密を徹底的にさけてください。人との間隔はできるだけ2m(最低1m)空けてください。
- ・ 皆様の行動が密につながらないように買い物などの用事はできるだけ少人数で出かけてください。
- ・ 毎朝、体温と健康のチェックを行い、体調が悪いときは、勇気をもって仕事を休んでください。
- ・ こまめな手洗い、手指消毒、咳エチケットを徹底してください。
- ・ バランスの良い栄養、十分な睡眠時間、適度な運動をとるようにしてください。

○事業者の皆様へ

- ・ 「今後における適切な感染防止対策」を徹底してください。
- ・ 緊急事態宣言区域となっている都道府県への出張は控えてください。
- ・ テレワークや時差出勤ができる環境を整備しましょう。
- ・ 万一、ご自身の事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査にご協力をお願いいたします。